第２号様式（第４条関係）

　変更認定申請

手数料額計算書

（都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定による申請）

　１　申請の対象とする範囲　　　　　□　建築物全体

　　（該当する□にレを記入）　　　　□　複合建築物の住戸の部分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　複合建築物の非住宅の部分

　２　計画の評価方法　　　　　　　　住宅部分：

　　（該当する□にレを記入）　　　　□　誘導仕様基準　□　仕様・計算併用法　□　標準計算法

　　　　　　　　　　　　　　　　　　非住宅部分：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　モデル建物法　□　標準入力法等

　３　手数料額の計算

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請の種類（該当する□にレを記入） | | | 適合証がある場合 | 適合証がない場合 |
| □一戸建て住宅 | | | 別表９２  円 | 別表９４  円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表９３　ア  円（ａ´） | 別表９５　ア  円（Ａ´） |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 | ㎡ | 別表９２  円（ｂ´） | 別表９４  円（Ｂ´） |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表９３　イ  円（ｃ´） | 別表９５　イ  円（Ｃ´） |
| 計 | | （ａ´）＋（ｃ´）又は  （ｂ´）＋（ｃ´）  円 | （Ａ´）＋（Ｃ´）又は  （Ｂ´）＋（Ｃ´）  円 |

合計　　　　　　　　　　円

　備考

　　１　「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す書類（適合性確認機関が作成したものに限る。）をいう。

　　２　「別表」とは、町田市手数料条例の別表をいう。

　　３　申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する第５４条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に町田市手数料条例に定める額を加える。